

# 川越市教育委員会第8回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和2年8月20日 午後2時
- 3 閉 会 令和2年8月20日 午後5時10分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、嶋野道弘、佐久間佳枝
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長長岡聡司、学校教育部長内野博紀、教育総務部副部長兼教育財務課長松本陽介、学校教育部副部長兼学校管理課長梶田英司、教育総務部参事兼教育総務課長若林昭彦、参事兼中央公民館長荷田 晋、学校教育部参事兼教育指導課長長田茂樹、学校教育部参事兼教育センター所長岡島一恵、地域教育支援課長福井康司、文化財保護課長田中敦子、中央図書館長鳥海睦美、博物館長大澤 健、学校給食課長鈴木勝行、市立川越高等学校事務長宮下浩、文化スポーツ部長田中三喜雄、文化スポーツ部副部長兼文化芸術振興課長岸野泰之、文化スポーツ部参事兼国際文化交流課長宮寄有子、スポーツ振興課長石川辰生、美術館長柿沼映生、都市計画部参事兼都市景観課長福釜周二

## 8 前回会議録の承認

令和2年度第2回臨時会会議録、第3回定例会会議録、第4回臨時会会議録、第5回定例会会議録、第6回定例会会議録及び第7回臨時会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

## 9 議題及び議事の概要

日程第1議案第30号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

(非公開)

日程第2議案第31号 令和2年度一般会計補正予算（教育委員会所管分）について

(非公開)

日程第3議案第32号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

(非公開)

## 10 報告事項

(1) 川越市立川越西小学校トイレ改修工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立川越西小学校トイレ改修工事請負契約については、一般競争入札で執行しており、契約金額5,696万6,800円で和興建材株式会社代表取締役中田庸司と契約を締結したものであり、工期は、令和2年7月28日から令和3年1月27日までである。工事の内容については、管理・普通・特別教室棟、鉄筋コンクリート造4階の各階トイレ部分に、建築改修工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事を施そうとするものである。

**(2) 川越市立古谷小学校トイレ改修工事請負契約について**

副部長兼教育財務課長

川越市立古谷小学校トイレ改修工事請負契約については、一般競争入札で執行しており、契約金額4,089万300円で有限会社小建代表取締役小池作二と契約を締結したものであり、工期は、令和2年7月28日から令和3年1月27日までである。工事の内容については、管理・普通・特別教室棟、鉄筋コンクリート造3階の各階トイレ部分に、建築改修工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事を施そうとするものである。

**(3) 川越市立砂中学校トイレ改修工事請負契約について**

副部長兼教育財務課長

川越市立砂中学校トイレ改修工事請負契約については、一般競争入札で執行しており、契約金額5,994万8,900円で和興建材株式会社代表取締役中田庸司と契約を締結したものであり、工期は、令和2年7月28日から令和3年1月27日までである。工事の内容については、管理・普通・特別教室棟、鉄筋コンクリート造4階の各階トイレ部分に、建築改修工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事を施そうとするものである。

**(4) 川越市立川越小学校トイレ改修工事請負契約について**

副部長兼教育財務課長

川越市立川越小学校トイレ改修工事請負契約については、一般競争入札で執行しており、契約金額7,084万5,500円で株式会社シオノ工業代表取締役伏見有朋と契約を締結したものであり、工期は、令和2年8月4日から令和3年2月1日までである。工事の内容については、管理・普通・特別教室棟、鉄筋コンクリート造4階の各階トイレ部分に、建築改修工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事を施そうとするものである。

委員

今回の工事は、当初の予定通り計画していたものか確認したい。

副部長兼教育財務課長

新型コロナウイルス感染症の影響で夏季休業期間が短縮されたことにより、アスベストを使用している工事の着工が困難であるとの理由から、小・中学校校舎と体育館を合わせた大規模改造工事及びトイレ改修工事の予定は13校から5校へ変更

となっている。

委員

今年度の工事は今回報告事案のみであるのか伺いたい。

副部長兼教育財務課長

そのとおりである。

委員

本来の計画が遅れているということか伺いたい。

副部長兼教育財務課長

計画においては、令和7年度に工事が完了する予定であったが、国庫補助金の交付が前提になるが、今年のみ遅れであれば、令和8年から令和9年には計画内容を完了できる予定である。

委員

契約した業者について、複数の契約案件を落札した業者があるが、この点について伺いたい。

副部長兼教育財務課長

契約案件がランク分けされており、川越小学校トイレ改修工事の契約案件はAランク、その他はBランクである。同じ工事内容で、Aランクの契約案件を落札した業者は他の入札に参加できないが、Bランクの契約案件に対しては、制限はないため、複数の工事を入札できる。

委員

小・中学校におけるトイレ改修工事の進捗状況について確認したい。

副部長兼教育財務課長

現在第1系統の工事を中心に進めているが、進捗率については、小学校が102系統のうち31系統で完了しており30.4パーセント、中学校が61系統のうち22系統で完了しており36.1パーセントである。

#### (5) 川越市立南古谷小学校屋外運動場について

副部長兼教育財務課長

南古谷小学校屋外運動場に関する当初の整備方針は、学校敷地内での屋外運動場拡張は行わずに、新たに屋外運動場として用地を取得し、令和2年9月を目途に屋外運動場として整備を完了できるよう進めるものであったが、令和元年川越市議会第4回定例会（9月議会）へ「南古谷小学校屋外運動場用地取得」に関する補正予算を上程したところ附帯決議が付され、同年川越市議会第5回定例会（12月議会）において附帯決議に関する検討事項について、文化教育常任委員会へ報告を行った。その後、教育委員会での再検討の過程において、児童の安全性、土地の形状や活用手法、取得・整備費用に対し得られる教育上の効果等の問題について解消できる結論に至らなかったこと、個別施設計画に基づき、小中学校の適正規模・配置

を含め、全市的な学校施設の整備・更新について検討を行う必要があることから、南古谷小学校屋外運動場用地取得を取り止めることとした。

南古谷小学校の運動場面積は、平成14年4月1日施行の小学校設置基準を満たしていないものの、施行日以前に設置された学校については経過措置が設けられており、昭和49年に設置された南古谷小学校の屋外運動場は、現状のままでも違法ではないが、教育環境の改善を図るため、小学校設置基準を満たすよう運動場面積を確保する必要性は認識している。一方で、本市では一斉に建て替え需要が高まる小中学校の全てを現状のまま継続していくことは、財政状況等を鑑みると困難である。従って、本件については、全市的な視点から通学区の見直しや分離新設及び統廃合の検討を進め、抜本的な解決を図ることで対応を検討している。今後の懸案事項としては、用地取得を検討していた地権者から、現地の測量調査などを実施したことに伴い、約2年間耕作が出来なかったため、何らかの補償について提示されることが想定される。

委員

今後も運動場面積を確保する必要性はあると考えるが、事務局の考えを伺いたい。

副部長兼教育財務課長

運動場面積の確保については、渡り廊下の移動し、駐車場の敷地を活用することの検討をしたが、費用負担が大きいという、設置基準の面積を確保することにはならない。そのため、学校外に用地を求めたという経緯がある。今後は、校区の見直し等の方向で調整を進めたいと考える。

教育長

抜本的な効果は見込めなくても、花壇のスペースを運動場にするなど、可能な限り運動場を確保することについて事務局の意見を伺いたい。

教育総務部長

当該事案については、抜本的な解決に繋がり、かつ費用対効果の見込める事業であるかという視点で検討を行ってきた。可能な限り運動場を確保するような対応も考えられるが、予算を投じて、本来の課題がどれだけ解決するのかについて検証しなければならない。学校と調整を行う中で、例えば「この一角が少しでも広がれば使い勝手がよくなる」というような意見があれば検討したい。

委員

地権者に対する補償について、用地取得取り止めに至る経緯、責任の所在を明確にしておく必要があると考える。

教育総務部長

責任の所在の明確化は必要であると考えている。

## 1.1 協議事項

### (1) 次期川越市教育振興基本計画について

(非公開)

## (2) 市立学校における2学期の教育活動等について

参事兼教育指導課長

市立学校における2学期の教育活動等について、基本方針として、児童生徒の安全・安心を保障するため、密閉、密集、密接の三密を避け、教育活動を実施する。学習内容については、小学校第6学年及び中学校第3学年は、本年度中にすべての学習内容を指導できるように教育課程を編成する。その他の学年においても同様に、本年度中にすべての学習内容を終えるように実施する。教育課程編成上の具体的事項として、臨時休業中の未指導事項については、1学期の履修状況を踏まえ今後の授業時数を把握し、2学期以降計画的に実施する。

次に教育活動上の留意点における2学期以降の感染予防対策について、新しい生活様式を踏まえ、マスクの着用、手洗い、検温、健康観察等の対策を継続する。本市においても新型コロナウイルスの感染者及び濃厚接触者が発生していることから、児童生徒のいじめに繋がらないよう、十分配慮する。授業時数確保のための工夫において、学校行事の準備時間の短縮、土曜授業の実施、時間割編成の工夫などが挙げられ、1日当たりのコマ数増加、朝の活動を授業時間に充てるなどの案を示している。

各教科、学校行事の実施については、1学期と同様、調理実習や三密となる活動は原則、行わないこととしている。2学期における変更点は、日常の教育活動を制限しながら、グループ活動や音楽の歌唱指導等の活動について、人数や活動形態、感染症対策に配慮したうえで実施可能としている。学年集会等の集会活動は人数によっては認め、保護者の授業参観や外部講師による授業等は来校者の健康状態を把握し、活動場所が密とならないように配慮したうえで実施を認める。家庭学習の充実については、学校での授業内容と家庭での学習する内容とを整理し、教育委員会が作成するデジタルコンテンツ集を活用する等を明記した。

修学旅行等の実施ガイドラインにおいて、修学旅行については、移動、見学、体験、食事、入浴、宿舎において、会話を控える、席を離す、三密とならないようにする、マスクを着用する、施設の消毒状況の確認を行うなどをガイドラインやチェックリストに明記した。また、現地で体調不良者が出た際の対応についても触れており、万が一に備えている。体育祭・運動会については、ガイドラインにおいて、練習中・競技中の感染症対策について明記するとともに、実施内容や実施規模について例年より縮小した実施を促している。また、健康観察、応援席での注意事項、保護者の観覧の制限についても触れている。合唱祭・音楽会については、小集団やパートごとの練習、練習形態の工夫、当日の座席の間隔確保、マスクの着用など、新しい生活様式に合わせた取り組みの実施を促している。なお、いずれの行事においても、現段階でのガイドラインとなっており、今後の感染状況によっては変更、

中止の可能性についても示している。

教育長

当該資料については、学校に配布しているのか伺いたい。

参事兼教育指導課長

配布済みである。

委員

保護者に対する周知について確認したい。

参事兼教育指導課長

学校によって、保護者にも配布している。

委員

当該資料は、学校での対応を示しているマニュアルであり、保護者に配布することが必要と考える。

学校教育部長

今後保護者会等が実施される際に、安全対策の部分については保護者にきちんと伝え、判断していただきたいと考える。

委員

新型コロナウイルス感染症に関する学校の対応については、最も保護者が注視する点である。保護者に公表した方がより丁寧であると考えます。

教育長

学校の対応に関し保護者から多数の意見もある中で、「学校によって配布」という状況は望ましくない。すべての保護者に配布すべきものであり、対応してもらいたい。

参事兼教育指導課長

至急対応する。

委員

各学校行事の実施について、基本的には学校判断ということだが、積極的な学校と慎重な学校で格差が出るのが懸念されるが、チェック体制について伺いたい。

参事兼教育指導課長

現在指導主事が各校を訪問しており、修学旅行、体育祭、音楽祭等の実施について確認を行っている。

委員

保護者からの意見に耳を傾けることが大切と考える。指導主事が保護者の意見を直接聞き、それに対し直接説明するような機会はあるか伺いたい。

学校教育部長

学校訪問の際に保護者と接する機会はないが、修学旅行等の実施については、保護者の意見や考えを反映しながら検討する形を取っている。

## 教育長

指導主事はこの件に関し、担当する学校の保護者会等に出席し、説明を行ってもよいと考える。柔軟に検討して欲しい。

## 委員

現状に照らし合わせたマニュアルと見受けられるが、3月のような最悪の事態を想定したマニュアルも作成すべきと考える。次に、チェックリストについては、例えば「感染症対策」という項目の中に具体的な感染症対策のチェック項目を設けるなど、項目別にチェックリストを区分けして作成すると、確認がしやすいと考える。また、実施の判断材料となるようなチェックリストが望ましいと考える。例えば、チェック欄にYES・NOがあり、全項目がYESの場合は実施可、NOが1ないし2である場合は要検討、NOが3つ以上の場合には中止など、具体的な判断材料となるものがよいと考える。次に、修学旅行については、基本的には実施すべきと考えるが、チェックリストを活用し、安全対策を確認したうえで実施するべきである。

## 参事兼教育指導課長

意見を参考に改めて検討したい。

## 委員

「基本となる考え方」における「基本方針」について、いつまでこの方針が続くのか、という期間を「感染が懸念される期間」や「感染対策が必要される期間」などで示した方がよいと考える。次に、児童生徒の指導について、「本年度中に指導を終えられるよう努める」とあるが、実際の可能性はどの程度なのか伺いたい。

## 参事兼教育指導課長

調査結果では、ほぼ全校が本年度中に全学年の指導を終えられるという回答であった。

## 委員

「教育活動上の留意点」において、「教育課程の編成について」には、新学習指導要領の考えを根底に起きながら、新型コロナウイルス感染症対策を基本的な考えに置いたものを記載すべきと考える。次に、「授業時数の確保のための工夫」にある時間割編成における授業時間については、学校判断とするのか伺いたい。

## 教育長

各学校において教職員の考えに基づき判断すべきと考えるため、学校の総意として決定することが望ましいと考える。

## 委員

チェックリストについては、実施にあたっての判断材料となるようなチェックリストとすべきと考える。言い切り型のチェックリストにしないと、実践的なチェックにはならないと考える。

## 教育長

これまでに出了様々な意見を踏まえ、内容を改良したチェックリストの作成をお願いしたい。

委員

当該ガイドラインは、国や県のモデルを基に作成されたものか、本市が独自に作成したものか伺いたい。

参事兼教育指導課長

今回のガイドラインについては、国や県のガイドラインを踏まえ、本市独自の判断を加味して作成したものである。

委員

修学旅行における旅行業者に関して、学校ごとや地域ごとなど、どう決めているのか伺いたい。

参事兼教育指導課長

各学校が平均で3から4程度の旅行業者から見積りをとったうえで決定しており、学校によって業者は異なっている。

委員

コロナ禍での旅行ということで、様々な対応が想定されるにあたり、長期に渡り旅行業に携わっている、信頼のおける業者ということか確認したい。

参事兼教育指導課長

そのとおりである。

委員

チェックリストの標題にある「事前」は不要と考える。また、ガイドラインについて、丁寧でよく書き込まれすぎていると考える。例えば、感染予防対策についての項目など具体的な項目については、チェックリストに委ねてよいと考える。

参事兼教育指導課長

意見を参考にしたい。

教育長

ガイドラインやチェックリストについては、保護者会での説明、保護者への配布、ホームページへの掲載など、保護者への理解を図るようお願いしたい。

委員

新型コロナウイルス感染症の対策と学校行事の実施という相反する内容の中で、学校は迷いなく動くことができるのか伺いたい。また、チェックリストについて、絶対に守るべき最重要項目と、多少許容範囲を持たせることのできる項目を分けて設定しないと、正しくチェックすることは難しいと考える。

参事兼教育指導課長

ガイドラインの暫定版を学校へ送付した際の意見を踏まえ、確定版を送付した際には、内容について相談事項がある場合は、教育委員会に相談するよう伝えている。

また、ガイドラインの中では「原則」という言葉を多く使い、十分な検討を行ったうえで、学校行事を実施してもらいたい旨を伝えている。

委員

「原則」という言葉に関して、学校によって対応が分かれぬか、すべての学校を同じような動きにできるのかという点について、懸念はないか伺いたい。

参事兼教育指導課長

小・中学校ともに、校長会においてガイドライン等の確認、共通理解を図っていると報告を受けいるため、方向性は一致していると考えます。

委員

どの学校も基本的には行事を実施したいという方向で動いているが、行事を実施するためのガイドライン及びチェックリストという考えで間違いぬか確認したい。

学校教育部長

学校にヒアリングした中では、学校行事についても可能な限り実施し、教育効果を上げたいという考えであった。また、ガイドラインを数値で示すという考えもあったが、数値が前面に出してしまうことで、実施のためでなく、中止のためのガイドラインと受け取られる懸念があった。そのため、ガイドラインでは基本的な原則を示しつつ、不明な点等は事前に相談し、安全に実施できるような形で進めている。

委員

学校としては、学校の文化やこれまで継続してきた伝統があり、この状況であっても学校行事を実施したいという考えがあると思う。それには、確実にチェック体制を構築し、事故等が起これないようにしなければいけないと考える。実施するための対応を徹底するためのチェックリストだと考える。

教育長

チェックリストの表記について、表現が固く、わかりづらぬ箇所があるので、再度見直してもらいたい。

委員

学校行事当日に、校長は実施を、教育委員会側では中止を検討しているような場合、校長の判断をもとに決定するのぬ、あるいは教育委員会の判断により中止することが可能なぬか伺いたい。

参事兼教育指導課長

国又は県においても緊急事態宣言発令時などは一律中止として、教育委員会が指示を行う。

学校教育部長

緊急事態宣言が発令されていない場合においても、様々な状況における実施の基準を想定し、学校に周知をしたうえで、混乱のないように努めたい。

## 12 その他

- (1) 議事に先立ち教育長から、議案第30号、議案第31号、報告事項(5)及び協議事項(1)は意思決定過程における情報であり、議案第32号は人事に関する情報にあたることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うことに決定した。
- (2) 議案第30号の関係者として、文化スポーツ部長、文化スポーツ部副部長兼文化芸術振興課長、文化スポーツ部参事兼国際文化交流課長、スポーツ振興課長、美術館長及び都市計画部参事兼都市景観課長の出席について各委員が承認し出席が認められた。
- (3) 会議録署名委員として、嶋野委員、佐久間委員が指名された。
- (4) 次回教育委員会は、令和2年9月24日(木)午前10時開催に決定した。